

松本市被災者生活再建支援制度について

- 1 松本市被災者生活再建支援制度とは
国の被災者生活再建支援法の対象とならない被災者に対して、国の支援制度と同様の支援を行えるよう、長野県が市町村と一緒に作った支援制度です。
- 2 適用要件
自然災害により、住家半壊1世帯以上の被害が生じた場合適用となります。
- 3 対象の世帯
自然災害により、半壊以上の被害を受けた世帯。ただし、被災者生活再建支援法に基づく支援を受ける世帯は除きます。
- 4 支援金の支給額
支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(単位：万円)

区 分		基礎支援金	加算支援金	計 ①+②
		住宅の被害程度	住宅の再建方法	
		①	②	
複数世帯 (世帯の構成 員が複数)	全壊世帯 解体世帯(半壊・敷地被害) 長期避難世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50 (公営住宅以外)	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50 (公営住宅以外)	100
	中規模半壊世帯	25	建設・購入 100	125
			補修 50	75
			賃借 25 (公営住宅以外)	50
	半壊世帯 (小規模半壊世帯)	25	建設・購入 25	50
			補修 25	50
			賃借 12.5 (公営住宅以外)	37.5
単数世帯 (世帯の構成 員が単数)	全壊世帯 解体世帯(半壊・敷地被害) 長期避難世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5 (公営住宅以外)	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5 (公営住宅以外)	75

	中規模半壊世帯	18.75	建設・購入 75	93.75
			補修 37.5	56.25
			賃借 18.75 (公営住宅以外)	37.5
	半壊世帯 (小規模半壊世帯)	18.75	建設・購入 18.75	37.5
			補修 18.75	37.5
			賃借 9.375 (公営住宅以外)	28.125

5 申請に必要なもの

- (1) 申請書 (2) 罹災証明 (3) 住民票 (4) 預金通帳の写し
- (5) 「加算支援金」を同時に申請される場合は、住宅の再建方法（住宅の建設・購入、補修または賃借）に応じ、そのことを確認できる契約書等の写し

6 支援金の申請期間

- (1) 基礎支援金 発災日から13ヶ月
- (2) 加算支援金 発災日から37ヶ月